

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のお知らせ

## 国民健康保険

### 高額療養費の申請を

同じ人が同月内に支払った医療費の一部負担金のうち、「自己負担限度額」を超えた金額を高額療養費として支給します。

支給該当者（世帯主）には診療月の3か月日以降に申請書を送付しますので、申請してください。

#### 申請に必要なもの

送付した申請書、医療機関等の領収書、世帯主の預金通帳等

### 高額な医療費の負担を軽減します

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、保険診療分の一部負担金の支払いが「高額療養費自己負担限度額」までとなります。「限度額適用認定証」の交付は申請が必要です。

#### 申請に必要なもの 国民健康保険証、高齢受給者証、本人確認書類

- ※高齢受給者証をお持ちで課税世帯の方は、限度額適用認定証の交付はありません
- ※国民健康保険料の未納があると交付できません
- ※認定証は申請月から適用します
- ※入院日数が直近1年のうち90日を超える場合、適用区分により食費がさらに軽減されますので入院日数が確認できるもの（領収証等）をお持ちください
- ※世帯の中に住民税の未申告者がいる方は最上位の適用区分となります

### 高齢受給者証を更新します

8月1日(火)から使用できる高齢受給者証を、7月18日(火)に世帯主へ郵送します。現在、ご使用の高齢受給者証は、有効期限以降に廃棄するか、国保年金課または各区民事務所へ返却してください。  
※一部負担金の割合は、平成29年度の住民税課税所得を基に判定します

**問合せ** 国保年金課  
☎内線 2375

**申請・問合せ** 国保年金課（区役所1階） ☎内線 2383

## 後期高齢者医療保険

### 平成29年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を、7月中旬以降に発送します

### 後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日(火)から使用できる後期高齢者医療被保険者証を一部負担金の割合が変わる方に、7月中旬に簡易書留でお送りします。

### 後期高齢者医療被保険者証の一部負担金が3割の方へ

3割負担の方でも収入合計額で申請により1割負担になることがあ

ります。該当する方には事前に申請書を送付しますので、同封のお知らせを確認のうえ、7月中に申請してください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

今までに減額認定証の交付を受けた方で、平成29年度も引き続き該当する方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。

新たに申請する方や、長期入院（過去12か月に90日を超える入院歴がある場合）に該当する方は、交付申請をしてください。

**申請・問合せ** 国保年金課（区役所1階） ☎内線 2391～2

## 介護保険

### 介護保険料の減額が受けられます

平成29年度介護保険料について、所得段階が第2・第3段階の方を第1段階に減額する、区独自の介護保険料減額制度を実施しています。

#### 対象

次のすべてを満たす方

- ①世帯の平成28年の収入が120万円以下（世帯員が2人以上の場合は、1人増えるごとに50万円加算した額以下）
- ②世帯の預・貯金額の合計が、①の2分の1以下
- ③介護保険料を滞納していない

#### 減額期間

原則として申請書を提出した月（ただし、7月31日(月)までに申請した方は4月）～平成30年3月31日(土)

#### 持ち物

本人と世帯全員の収入や預・貯金額が分かるもの（年金等が振り込まれている通帳等）、印鑑



**申請・問合せ** 介護保険課（区役所2階） ☎内線 2441

### 高額介護サービス費の上限額が一部変わります

高額介護サービス費制度とは、1日～月末にかかった介護サービス費の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた額が払い戻される制度です。

区民税課税世帯は全て、自己負担限度額が8月サービス利用分から4万4400円（月額）になります。

※1割負担者のみの世帯は、3年間の時限措置として、年間上限額（44万6400円）が設定されます

**問合せ** 介護保険課 ☎内線 2431

## 心身障害者福祉手当等のお知らせ

次の手当に該当する方で、申請をしていない方はお問い合わせください。

**申請・問合せ** 障害者福祉課（区役所1階） ☎内線 2683 FAX (3802) 0819

### 心身障害者福祉手当（区の制度）

#### 対象・支給額（月額）

- ▶身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～3度の方、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方、区指定の難病の方……………1万5500円
- ▶身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方……………9500円

※新規申請は、対象となった年齢が65歳以上の方はできません。また、施設入所者、児童育成手当（障害手当）の支給対象児童、障がい者本人または障がい児の保護者等の所得が、表1の所得制限額を超える方には支給されません

扶養親族等の数	本人所得
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人以上1人につき	38万円加算

※20歳以上の障がい者は本人の所得  
※20歳未満の障がい児は、障がい児の生計を維持している保護者等の所得  
※扶養親族等に特定扶養親族または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満の方に限る）があるときは、1人につき25万円加算  
※平成29年8月分～平成30年7月分の支給は、平成28年中の所得

### 特別障害者手当（国の制度）

**対象** 20歳以上で、著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護が必要な状態の方（おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の両方に該当する方。または、これらと同等の重度な精神障害・疾病の方で一定の障害要件に該当する方）

**支給額（月額）** 2万6810円

※施設等入所者、病院等に継続して3か月を超えて入院の方、障がい者本人および配偶者・扶養義務者等の所得が、表2のそれぞれの所得制限額以上の方には支給されません

### 障害児福祉手当（国の制度）

**対象** 20歳未満で、重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする状態の方（おおむね身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方。または、これらと同等の精神障害・疾病の方で一定の障害要件に該当する方）

**支給額（月額）** 1万4580円

※施設入所者、障がい者本人および配偶者・扶養義務者等の所得が、表2のそれぞれの所得制限額以上の方には支給されません

扶養親族等の数	本人所得	配偶者および扶養義務者の所得
0人	360万4000円	628万7000円
1人	398万4000円	653万6000円
2人	436万4000円	674万9000円
3人以上1人につき	38万円加算	21万3000円加算

※扶養親族等に特定扶養親族または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満の方に限る）があるときは、1人につき25万円加算  
※平成29年8月分～平成30年7月分の支給は、平成28年中の所得